

## R4.6.1 議会運営委員会

加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

### 1. 6月定例会の日程及び運営について

#### (1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

##### ア 知事提出予定議案

加藤委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(徳重総務部長、説明)

加藤委員長 何か質問はないか。

(なし)

##### イ 議会への報告事項

加藤委員長 次に、議会への報告事項についてである。  
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、例年のとおり、この6月定例会の議運で前年度の状況の報告がある。  
 総務部長、どうぞ。

徳重総務部長 お手元の「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額の決定)について」と書かれた資料を御覧願う。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものになる。その行の右端を御覧願う。昨年度報告した交通事故に係る専決処分の件数は42件となっており、令和2年度37件から若干増えている。さらに、県側の過失割合により、a、b、cの3段階に区分している。令和3年度に報告した42件のうち、aの過失割合100%が27件となっており、全体の多くを占めているところである。過失割合100%の事故は、不注意によるものが多く職員が緊張感を持って運転することにより未然に防ぐことができるものが大半と考えている。

こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化して事故防止に努めている。知事部局においては、啓発ポスターを作成し、交通事故への注意喚起を行うほか、月曜日に事故防止に向けた庁内放送を行うとともに、全職員が発生状況を把握できるように、公務中に発生した交通事故の各月末までの累計件数をイントラネットに掲示するなど注意喚起を行っているところである。加えて、事故防止対策として令和元年度からは、新たに公用車を購入した場合や、平成26年度以降に購入した車両の車検の際にリアコーナースENSORをつけるなど対策を進めている。また令和2年度からは、職員を対象としてドライブレコーダー映像による動画などを使用した交通事故防止のオンライン講習を開催し、事故の発生要因の周知及び事故防止の啓発を行っているところである。あわせて、各所属においても研修素材を活用した職場内研修を実施するように周知をしているところである。

#### R4. 6. 1 議会運営委員会

警察本部においては、朝礼やその他の機会を捉えて、事故防止の徹底の呼びかけを実施している。

また、事故が発生した場合にはその都度県内の全所属に対し事故概要等の情報共有を図るとともに、事故防止に関する具体的な事例や留意事項をまとめた共有資料による注意喚起を行っている。令和3年度からは、視聴覚教材を活用した新たな取組を行っているところである

さらに、交通事故発生リスクの高い職員を対象とした運転訓練や、交通事故を起こした職員等に対する個別具体的な指導等を実施する対策を行っている。

今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいる。

以上である。

加藤委員長

何か質問はないか。

(なし)

加藤委員長

それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。

次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。

徳重総務部長

お手元の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」を御覧願う。

高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、放棄後に議会に報告することになっており、原則として、年度末に一括して債権放棄を行っている。そのため、6月定例会において報告することとしている。

お手元の資料を開会日に議場配付した上でそれぞれの常任委員会でも所管課が御説明させていただくこととしている。

また、要配慮個人情報に該当するため、報告様式に債務者の住所・氏名を記載しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回は、資料案にあるとおり5種類の債権放棄があるが、このうち2番の高知県同和奨学資金の戻入金に係る債権、3番の高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権、4番の高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権、5番の診療に係る債権の4種類の債権については、社会的身分、診療等の情報に関係し、債権名称と債務者の住所・氏名を併せて記載することにより、要配慮個人情報を記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取扱いとしているので、このことを報告させていただく。

以上である。

加藤委員長

何か質問はないか。

(なし)

#### (2) 会期及び会議日程

加藤委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

## R4.6.1 議会運営委員会

6月定例会の日程については、3月23日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月7日火曜日開会、6月22日水曜日閉会ということで、会期は16日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

### (3) 議席等

#### ア 仮議席

加藤委員長 次に、議席等についてである。

まず、2ページの資料2、4月の補欠選挙で当選された濱口議員並びに槇尾議員の仮議席についてである。

補欠選挙で当選された議員の議席については、本会議において議席が決定するまで、議長が最寄りの空席を仮議席として指定するのを例としている。

ついで、濱口議員の仮議席として下村議員の前、土森議員の右隣の空席を指定し、槇尾議員の仮議席として田中議員の前の空席を指定することにしたいが、いかがか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

#### イ 補欠議員の挨拶

加藤委員長 次に、補欠議員の挨拶についてである。

これについては、慣例により開会日の日程に入る前に、議長が補欠議員を紹介し、これに引き続いて紹介された議員が登壇し、挨拶を行うということで、御了承願う。

(了 承)

#### ウ 議席の指定

加藤委員長 次に、3ページの資料3、議席の指定についてである。

これについては、4月14日の議運で資料3のとおりとすることをお決めいただいている。

この件に関する本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることでのいかがか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

また、議席の決定後に議席の移動を行うこととし、指定された議席は、氏名標ができるまでの間、三角の名札で表示することになるので、御了承願う。

(了 承)

#### R4.6.1 議会運営委員会

加藤委員長      なお、氏名標の変更は、質問初日の6月10日までの間に行う予定であるので、御了承願う。

(了 承)

#### (4) 質疑並びに一般質問

##### ア 質問者（会派）の発言順序

加藤委員長      次に、質疑並びに一般質問についてである。  
まず、質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党5名、日本共産党1名、県民の会1名、一燈立志の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目    6月10日金曜日    自由民主党、日本共産党、県民の会  
第2日目        6月14日火曜日    一燈立志の会、自由民主党、自由民主党  
第3日目        6月15日水曜日    自由民主党、自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長      それでは、さよう決する。

##### イ 発言者の制限時間等

加藤委員長      次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長      それでは、さよう決する。

##### ウ 発言者の届出

加藤委員長      次に、4ページの資料4、発言者の届出についてである。  
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料4の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

##### エ 発言通告書の提出期限

加藤委員長      次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。  
申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月9日木曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長      それでは、さよう決する。

## R4.6.1 議会運営委員会

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

### (5) 請願書の受理期限

加藤委員長

次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は6月13日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。

議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は6月13日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

### (6) 閉会中の常任委員会委員長報告

加藤委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、報告する。

### (7) 説明員

#### ア 教育長の就任挨拶

加藤委員長

次に、説明員についてである。

まず、教育長の就任挨拶についてである。

4月1日付で就任された長岡教育長から就任の挨拶をさせていただきたい旨の申出があった。

については、開会日の補欠議員の挨拶の後に、慣例により、登壇の上就任の挨拶を行うことを許可したいが、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

#### イ 新任の説明員の紹介

加藤委員長

次に、6ページの資料6、新任の説明員の紹介についてである。

開会日の教育長の就任挨拶の後に、慣例により、新たに就任された説明員の紹介を行うこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

6月定例会の日程及び運営については、以上である。

ここで、開会日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

#### R4.6.1 議会運営委員会

加藤委員長 事務局から御説明する。

(吉岡議事課長、説明)

加藤委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

#### 2. 高知県都市計画審議会委員の推薦について

加藤委員長 次に、7ページの資料7、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。都市計画審議会委員については、現在田中徹議員と田所裕介議員が就任しているが、令和4年7月31日で任期が終了するため、今回資料7のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。

委員の任期は、令和6年7月31日までの2年間の予定であるが、県議会議員の任期が来年4月29日までであるので、それまでの就任ということになる。

まず、審議会委員の会派への割り振りについてである。

議運の申合せにより、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度検討することとなっている。

現在の都市計画審議会委員の割り振りは自由民主党と県民の会からそれぞれ1名となっており、これは令和2年6月19日の議運で決定したものであるが、今回の会派への割り振りはいかがでしょうか。

西内(健)委員 現状のままでよいのではないかと考える。

田所副委員長 同じく、現状のままで同じ割り振りをお願いしたい。

加藤委員長 それでは、会派への割り振りは現在と同じく自由民主党と県民の会からそれぞれ1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。  
次に、委員の推薦については、いかがでしょうか。

西内(健)委員 自由民主党は、田中議員の再任をお願いしたい。

田所副委員長 県民の会からは、引き続き私の再任をお願いしたい。

加藤委員長 それでは、この件については、会派から推薦のあった自由民主党田中徹議員と県民の会田所裕介議員を委員に推薦するというので、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

**3. 議会デジタル化検討小委員会の組織**

加藤委員長

次に、議会デジタル化検討小委員会の組織についてである。  
4月20日に組織された小委員会から、委員長に西内健委員、副委員長に西森雅和委員をそれぞれ互選した旨、通知があったので御報告する。

**4. その他**

**(1) 感染症拡大防止対策**

加藤委員長

次に、その他である。  
まず、8ページの資料8、感染症拡大防止対策についてである。  
このことについて、事務局から御説明する。

吉岡議事課長

8ページ、資料8を御覧願う。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、6月定例会における対応の案である。  
先月、厚生労働省からマスク着用の考え方が示された。この中で、屋外でほとんど会話を行わない場合などは着用の必要はないと示されたが、屋内で2メートルを目安とした身体的距離を確保できない場合は、会話を行う行わないにかかわらず、着用を推奨するとされている。  
本県議会の議場の議員席や説明員席は2メートルの距離を取れていないので、マスク着用は引き続き望ましいこととなる。このため、マスクの常時着用など、感染症対応については、本会議、委員会ともこれまでと同様とさせてもらっている。  
一般傍聴者の入場制限については、イベントなどの収容人数の緩和などの流れを考慮し、本来の定員145名を今年の2月定例会では53名での運用としていたところを半数の75名までと緩和させていただく。なお、マスクについては引き続き常時着用の協力を求めていることとする。  
現在、定例会で行っている感染予防策は、一定定着してきていると思われるので、現在の対応を今後も引き続き継続していくこととして、感染状況が大きく変わったときに改めて見直すこととさせていただきたいと考えている。  
なお、一般傍聴者の定員の取扱いについては、今後、他議会の動きなども踏まえながら、さらに別途検討していきたいと考えている。  
以上である。

加藤委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

加藤委員長

それでは、6月定例会以降は当面この案で対応することとし、今後は対応を見直す必要が生じたときにその都度議運でお諮りするというので、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

**(2) 本会議の開会時刻**

加藤委員長

次に、本会議の開会時刻についてである。

#### R4.6.1 議会運営委員会

	このことについて、事務局から御説明する。
吉岡議事課長	6月15日の本会議開会時刻の変更について、御説明を申し上げる。 質問最終日6月15日水曜日であるが、この日の午前10時から、Jアラートー全国瞬時警報システムを利用した全国一斉の緊急地震速報訓練が予定されている。県庁においても、Jアラートの放送が流れ、その後、地震発生を模した音声を流して、身を守る体制を取る訓練が実施される。 Jアラートについては、本会議場にも放送設備があるので、放送が流れてしまう。このため、議長と協議をして、この放送が審議時間と重ならないよう、また執行部の訓練に支障がないよう、本会議の開会時刻を15分繰り下げ、10時15分開会と変更をさせていただくこととしている。御了承願う。 なお、Jアラート以外の放送は議場や控室に流れない。また議会では別途避難訓練をしているので、今回は、議員の皆様などが身を守る姿勢や、避難行動を行う必要はない。 以上である。
加藤委員長	何か質問はないか。
三石委員	午後はどうなるのか。
吉岡議事課長	開会時刻が15分遅れるのみで、午後は予定どおり1時からである。質問が長引けばその分若干遅れるが、基本は午後1時から再開したいと考えている。
加藤委員長	それでは、6月15日水曜日の本会議の開会時刻は午前10時15分とすることで、御異議ないか。  (異議なし)
加藤委員長	それでは、さよう決する。
	<b>(3) その他</b>
加藤委員長	ほかに、その他でないか。  (なし)
加藤委員長	それでは、協議事項は以上である。 次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の6月15日水曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。 以上で、本日の議会運営委員会を終わる。